

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 猟具の設置者の氏名等の表示の義務付け

第九条第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等をするときは、その使用する猟具ごとに、氏名等を表示しなければならないこととすること。  
(第九条第十二項関係)

第二 捕獲等の許可の適用除外となる行為の追加

捕獲等の許可の適用除外となる行為に認定保護増殖事業等としてする捕獲等を加えること。

(第九条第十四項関係)

第三 捕獲数制限のための入猟者承認制度の創設

狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限するために必要があると認められるときは、都道府県知事等は、当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすることができることとすること。

(第十二条第三項関係)

第四 休猟区における特定鳥獣の捕獲等の特例制度の創設

都道府県知事は、休猟区の全部又は一部について、特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を

指定することができることとする。

(第十四条第一項関係)

第五 使用禁止猟具の所持規制の適用除外の追加

使用禁止猟具の所持規制の適用除外に国内希少野生動植物等に係る捕獲等をする目的で所持するとき等を加えること。

(第十六条関係)

第六 特定輸入鳥獣に関する標識の制度の創設

特定輸入鳥獣を輸入した者は、輸入後速やかに、当該特定輸入鳥獣に標識を着けなければならないこととし、標識は、その標識に係る特定輸入鳥獣から取り外してはならないこととする。

(第二十六条関係)

第七 鳥獣保護区における保全事業の創設

国又は都道府県は、必要があると認めるときは、国にあっては国指定鳥獣保護区において、都道府県にあっては都道府県指定鳥獣保護区において、保全事業を行うものとともに、保全事業の実施に関し必要な規定を置くこと。

(第二十八条の二関係)

第八 わなに係る危険の予防等のための制度の創設

都道府県知事は、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防等のため、特定猟具の種類ごとにその使用を禁止し、又は制限する区域を指定することができることとする。 (第三十五条関係)

#### 第九 狩猟免許制度の見直し

網・わな猟免許を網猟免許及びわな猟免許に区分すること。

(第三十九条関係)

#### 第十 罰則

罰則に関し所要の規定の整備を行うこと。

(第八十三条から第八十六条まで関係)

#### 第十一 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を設けること。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第七条関係)

(附則第七条関係)